

国選付添人（2024年1月22日掲載）

少年事件で利用できる制度、専門家に相談を

【質問】

高校生になる私の息子が人にけがを負わせたとして、傷害罪で逮捕されました。警察官からは今後、家庭裁判所で審判を受けることになると言われていました。ただ、私には弁護士さんに依頼するだけのお金がありません。大人の場合には国選弁護士が付くそうですが、少年の場合にはどうなるのでしょうか。

【回答】

少年事件で経済的負担を抑えて利用できる主な制度としては、国選弁護士制度、国選付添人制度、少年保護事件付添援助制度があります。

少年事件は①逮捕、②勾留、③家庭裁判所への送致、④家庭裁判所調査官の調査—の流れで手続きが進み、⑤少年審判で少年への処分が決まります。主な処分としては不処分、保護観察処分、少年院送致、児童自立支援施設等送致、検察官送致の5つがあります。

国選弁護士が活動するのは、②から③までの期間です。主な業務は勾留中の少年との面会、取り調べについての助言、被害者との示談等です。勾留質問の際、裁判官から国選弁護士を選任するか確認されますので、裁判官に選任の希望を伝え、選任してもらうこととなります。

付添人が活動するのは、③から⑤までの期間です。主な業務は少年鑑別所に收容されている少年との面会、環境の整備等です。もっとも、国選付添人が選任されるのは、検察官が関与する事件、裁判所が裁量で国選付添人を付した事件、被害者による審判傍聴の申出が認められた事件に限られています。

そのため、当該少年事件が国選付添人の対象外事件で、私選の付添人を依頼することができない場合、少年保護事件付添援助制度を利用して、付添人を選任することになります。この制度は少年が希望する場合、少年・刑事財政基金から弁護士費用の全額を援助するという制度で、すべての事件で利用できます。

詳しい助言をお聞きになるためにも、一度、弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。

（弁護士 廣谷有香）